

司法面接支援室通信

10月・11月の行事報告

法と心理学会

(10月20-21日 武蔵野美術大学)

本年度も多くのシンポジウム、ワークショップ、報告が行われました。「聴き取りをめぐる-語るあなたと聴き取る私」(大会準備委員会企画：上宮も報告)、「少年審判における「検察官関与」と「被害者質問」の導入：その必要性和帰結をめぐる議論」(小林麻衣子氏・白岩祐子氏企画)、「裁判員裁判と求刑～公判技術に関する実証研究における一つの試み～」(岡田悦典氏が企画：尋問における一問一答と語りなど、仲も報告)など、面接法と関わる報告も多数ありました。

日本心理学会シンポジウム

(11月18日 東京大学)

このシンポジウム「犯罪と被害防止に貢献する心理学」は、心理学の研究成果を社会のために提供し、役立てていただくとする試みの一つで、箱田裕司氏(九州大学)の企画によるものです。小泉令三氏(福岡教育大学)は「加害防止のための対人関係能力育成プログラム」(小学校で感情コントロールなどのプログラムを行い、被害者、加害者となることを防ぐ)、越智啓太氏(法政大学)は「心理学を使って犯罪を捜査する」(犯罪に関わる種々の変数を統計的に分析し犯罪捜査に活かす)、そして本プロジェクトは「司法面接の実践と問題」について報告しました。

道内司法面接研修2012年第1クール

(10月15-16日, 11月12-13日 北海道大学)

道児童相談所9名, 札幌市児童相談所1名, 兵庫県より医療関係者1名, 静岡県東部児童相談所1名, 宮城県, 長崎県, 香川県, 青森県, 和歌山県, 三重県, 宮崎県, 大阪府より警察関係者11名の計24名の専門家が参加されました。今回の研修では, 児童相談所職員と警察関係者が半分ずつという多職種での研修となりました。このように研修の段階から多職種で行うことで, 実際のケースでの連携をより具体的に想定することができます。今後, 第2クールもこのように多職種のメンバーで実施する予定をしております。また本研修より研修場所を北海道大学の中央キャンパスへ移動しました。この中央キャンパスには司法面接室が4部屋あり, 面接室の雰囲気味わいながらのロールプレイとなりました。第2クールは, 12月, 1月に行う予定をしております。

司法面接研修

(10月23-24日 広島県, 11月27-28日 兵庫県)

10月23-24日は, 広島県西部こども家庭センターにおいて司法面接研修が行われました。計24名の児童相談所職員, 施設職員が研修に参加しました。講義, ロールプレイ, 振り返りなどが2日間におよび行われました。広島県では, 6月に続いて2度目の研修となりました。11月27-28日には兵庫県中央こども家庭センターによる司法面接フォローアップ研修が行われました。兵庫県では7月に1度目の研修が行われ, このたび11月はフォローアップ研修となりました。今回のフォローアップでは, 技法の習得の次の段階として, より具体的にどのように司法面接を実施するのかについて様々な議論が交わされました。

12月・1月の行事予定

12月

11-12日 司法面接研修
(埼玉県川越児童相談所)

17-18日 司法面接研修
(北海道大学)

20-21日 ガイドライン*研修
(北海道帯広児童相談所)

26-27日 司法面接研修
(熊本県中央児童相談所)

1月

8-9日 ガイドライン*研修
(北海道中央児童相談所)

10-11日 司法面接研修
(栃木県中央児童相談所)

15-16日 司法面接研修
(岡山県保健福祉子ども未来)

21-22日 司法面接研修
(北海道大学)

24-25日 ガイドライン*研修
(北海道室蘭児童相談所)

*「児童相談所における性的虐待相談の対応ガイドライン」のこと



司法日記

2. 児童福祉と司法



今回は、児童福祉の中での司法について考えたいと思います。プロジェクトの研修や調査などで小学校、幼稚園にお邪魔する際にも、いろいろな方にForensic Interviewの日本語訳を「司法面接」とした経緯について尋ねられます。確かに「司法」と聞くと、事件、事故などを思い浮かべる事が多いかもしれませんが。現在、日本子ども家庭総合研究所の山本恒雄先生の北海道内での「性的虐待対応ガイドライン研修」に同行する中で、児童福祉の中における「司法」とはどのような事なのだろうかという事について改めて考える機会が増えました。このようなことから、今回は自分の身の回りにある資料の中から、児童福祉の中で司法に関わる内容が書かれた資料を集めてみました。

(文責 上宮愛)

ユニセフ「子どもの権利条約」第9条

1. 締約国は、児童がその父母の意思に反してその父母から分離されないことを確保する。ただし、権限のある当局が司法の審査に従うことを条件として適用のある法律及び手続に従いその分離が児童の最善の利益のために必要であると決定する場合は、この限りでない。このような決定は、父母が児童を虐待し若しくは放置する場合又は父母が別居しており児童の居住地を決定しなければならない場合のような特定の場において必要となることがある。

厚生労働科学研究「性的虐待の予防・対応・ケアに関する研究」性的虐待対応ガイドライン2011年版概要 p64

12. 性的虐待通告事例における周辺調査とソーシャル・ワーク（基本的事項） [3]法的対応への準備

調査内容の記録については、後の刑事事件化、家裁への申し立て、あるいは警察による児童記録票差し押さえなど可能性を念頭に置き、主観的表現と客観的事実の記載の混在を排除し、必要なことをわかりやすく記載する。また、記録の提出を求められた際に迅速に対応できるよう、ケース対応と並行して提出資料の作成を準備しておくことが望まれる。

また、調査対象者に対しては、後に刑事事件や家裁への申し立てとなった際に調査内容を児童相談所から裁判所へ証拠提出する可能性があること、場合によっては調査対象者が法廷に出廷する可能性があることなどを事前に伝えておくことが原則である。（後半割愛）

厚生労働省「子ども虐待対応の手引きの改正について」第13章 p250

(7) 司法面接技法を用いた被害確認面接の留意点

虐待者や非虐待者である保護者が「子どもが嘘をついている」等と、事実を否認し、子どもが訴える虐待被害の事実関係をめぐって対立することも少なくなく、虐待事実をできるだけ正確に、客観的に把握することは児童福祉の対応として子どもの安全のニーズを守る上で、また適切なケアをはかる上でも、大きな軸となる。

また、近年、性的虐待を理由に児童福祉法第28条による措置の証人を求める裁判を家庭裁判所に申し立てる事例が増加し、また、刑事事件としての告訴や告発を行う事例も見られるようになってきている。こうした場合には、一定の法的な証拠として活用できるような方法で調査面接を行い、それに基づいた疎明資料の作成・提出が必要となる。

性的虐待が福祉と刑事司法の両方の裁判所で扱われる欧米においては、法的手続きのために用いられる面接法として、司法面接（forensic interview）と呼ばれる方法がある。

— 中略 —

わが国においては、こうした制度の整備は未確立であり、また面接技法においても、一部の児童相談所で試行的な取り組みが始められたばかりであるが、今後、性的虐待についての法的・客観的な立場からの慎重な吟味、取り扱いが要請されることを考慮に入れるなら、欧米における司法面接のあり方を参考にしながら、日本での取り組みを進めて行く必要がある。（後半割愛）

研究通信

このコーナーでは、支援室の室員や仲研究の院生を中心に、司法面接に関連する学術研究をご紹介します。

記憶した情報の正確さと詳細さをどのように調整して報告しているか？

Strategic regulation of grain size in memory reporting over time.

Goldsmith, M., Koriat, A., & Pansky, A. (2005) *Journal of Memory and Language*, 52, 505–525.

警察や面接官から出来事の報告を求められた時、私たちは“できる限り正確で、できる限り詳細な情報”を提供しようとしています。しかし一般的に、時間の経過につれて記憶は忘れ去られていきます。先行研究では、人は出来事の概要は覚えていられるが、詳細を覚えておくことは難しいことが示されています(e.g., Kintsch, Welsch, Schmalhofer, & Zimny, 1990)。本研究では、時間が経過した出来事を報告するとき、正確かつ詳細な情報を提供するために、どのように報告内容を調整しているのかを検討しています。

【参加者】 72名の大学生が参加しました。

【手続き】 参加者はまず3つのグループに分けられ、「若い2人の男性の間で行われた言い争いと暴行に関する文章」を読みます。3つのグループとは、文章を読んだ直後に文章に関する質問に回答する群（直後群）、1日後に回答する群（1日後群）、1週間後に回答する群（1週間後群）です。実験の順序は以下の通りです。

1. 参加者は自分のペースで文章を読むように教示されました。

2. 次に、各グループの条件に応じて、参加者は文章の内容に関する質問が記載された冊子を渡されました（直後群：文章読後すぐに、1日後群：読後1日後に、1週間後群：読後1週間後に）。

質問は全22項目で“加害者の体重は何kgでしたか？”などすべて数で回答できる質問でした（正答は文章中に含まれていました）。また質問は、文章の内容に沿った順番で提示され、全参加者に対して同じ順序で提示されました。

全参加者が、各質問について①特定の数を答える詳細な回答（例: 62kg）と②間隔で答える大まかな回答（例: 55kg~65kg; 回答の間隔は実験者が指定）の両方の方法で回答しました。

3. さらに、参加者は①と②の回答がそれぞれどの程度正しいと思うかを0 - 100%で判断しました（確信度判断）。

4. 最後に、参加者はもし警察官に情報を提供するなら①か②のどちらの回答を報告しますかと尋ねられ、どちらを報告するかを選択しました。

【結果と考察】 Fig. 1は、縦軸に平均正答率を、横軸に文章を読んでから質問に回答するまでの期間（群）を示しています。また各群で、最終的に「大まかな回答を警察に報告する」と答えた割合が1番下に%で示されています。

詳細な回答の正答率（●の線グラフ）と大まかな回答の正答率（■の線グラフ）は、直後群>1日後群>1週間後群でした。つまり、両回答ともに日にちがたつにつれて正答率が低くなることがわかりました。これに対して、最終的に選択した回答の正答率（△の線グラフ）は、直後群>1日後群=1週間後群でした。さらに、最終選択での大まかな回答の選択率が1週間後群>1日後群>直後群となったことから、1週間後群の参加者は、詳細に答えることよりも、大まかな回答を提供することで正確さを重視したことが示唆されます。

しかし提供する情報の正確さだけを重視するのであれば、常に大まかな回答だけを選択すればよいはずですが、ところが1週間後群でも大まかな回答の選択率は100%になっていません。つまり、全参加者は正確な情報を提供することだけを目指していたわけではなく、中には詳細な情報提供を選択した参加者もいたという事です。

そこで、詳細な回答について、最終的に報告した回答とその確信度判断の相関を調べたところ、どの群においても非常に高い相関が示されました。つまり詳細な回答が正確だと判断された時ほど、最終的に詳細な回答を選択することが多かったといえます。

以上を踏まえると、全ての群において、詳細な回答が正しいと判断された時には詳細な回答を、そうでない場合には、大まかだが正確な回答を報告したといえます。今回の研究は、詳細な回答と大まかな回答のどちらを報告するかを最後に選択する形でした。今後の研究では、日常場面を模した、より自由な回答形式を用いて検討することが求められます。

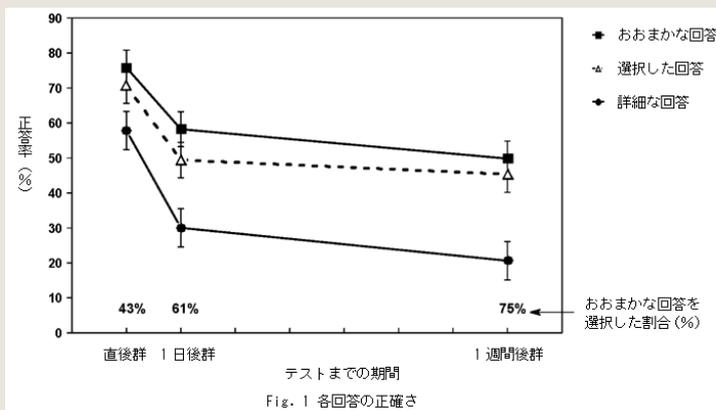


Fig. 1 各回答の正確さ

論文紹介者

佐々木 真吾 (ささき しんご)

北海道大学大学院 文学研究科 博士課程1年